

最高裁秘書第3056号

令和3年10月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

9月6日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

司法修習生に対する、国家公務員災害補償法に基づく補償実績が書いてある文書  
(最新版)

(担当) 秘書課文書開示第二係 電話03(3264)5652

最高裁秘書第3179号

令和3年10月15日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

司法修習生に対する、国家公務員災害補償法に基づく補償実績が書いてある文  
書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年9月9日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第37号

(2) 謝問日

令和3年10月11日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3180号

令和3年10月15日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第37号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年10月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村 慎



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、対象文書の不開示部分が本当に行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に定める不開示情報に相当するか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

司法修習生に対する、国家公務員災害補償法に基づく補償実績が書いてある文書（最新版）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、9月6日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件各対象文書には、特定の司法修習生の氏名、当該司法修習生に対する国家公務員災害補償法に基づく補償としての支給金額や支給先等の具体的補償内容等が記載されているから、本件各対象文書の記載内容は、それぞれが全体として当該司法修習生の個人識別情報（法第5条第1号）に相当する。

本件各対象文書のうち不開示とした部分は、特定の司法修習生の氏名、通知書の日付、通知書の宛先（「地方裁判所長」は除く。）、補償の認定や具体的な内容、通院先の病院に関する情報に当たるところ、当該情報は、いつ、どこの

裁判所でどのような災害補償を受けたかに関する情報であるから、個人識別部分に該当し、かつ、法第5条第1号ただし書各号に該当する事情もない。

したがって、法第5条第1号に定める不開示情報に相当する。

- (2) なお、上記個人識別部分以外の情報は、当該部分を公にしても、当該司法修習生の権利利益が害されるおそれないと認められるから、部分開示した（裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第3の2）。
- (3) おって、苦情申出人は、原判断において不開示とした部分が本当に法第5条第1号に定める不開示情報に相当するか不明である旨主張しているが、当該部分が法第5条第1号に相当することは、前述のとおりである。
- (4) よって、原判断は相当である。